

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 81 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第 1 条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例 (昭和 25 年岩手県条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 1 条 [略] 2 [略] 3 前 2 項の規定にかかわらず、集会、集団行進又は集団示威運動が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、届出又は許可を要しない。 (1)～(3) [略] (4) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条、 <u>第 83 条若しくは第 84 条</u> に掲げる学校が主催する特定人のみを対象とする行事又は同法 <u>第 69 条</u> の規定による大学の公開講座 (5)・(6) [略]	第 1 条 [略] 2 [略] 3 前 2 項の規定にかかわらず、集会、集団行進又は集団示威運動が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、届出又は許可を要しない。 (1)～(3) [略] (4) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条、 <u>第 124 条若しくは第 134 条</u> 第 1 項に掲げる学校が主催する特定人のみを対象とする行事又は同法 <u>第 107 条</u> の規定による大学の公開講座 (5)・(6) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例 (昭和 33 年岩手県条例第 41 号) の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表 (第 2 条関係) 適用区分表			別表 (第 2 条関係) 適用区分表		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
小学校及び 中学校	(1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) <u>第 75 条第 2 項及び第 3 項</u> に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを	2	小学校及び 中学校	(1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) <u>第 81 条第 2 項及び第 3 項</u> に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを	2

<p>本務とする職員 (2) 障害がある児童及び生徒（学校教育法第75条第2項及び第3項に定める特別支援学級の児童及び生徒を除く。）に対して行う当該児童及び生徒の障害に応じた特別の指導を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員</p>	<p>本務とする職員 (2) 障害がある児童及び生徒（学校教育法第81条第2項及び第3項に定める特別支援学級の児童及び生徒を除く。）に対して行う当該児童及び生徒の障害に応じた特別の指導を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(看護職員修学資金貸付条例の一部改正)

第3条 看護職員修学資金貸付条例（昭和37年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 大学院修士課程 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第62条</u>に規定する大学院の修士課程（看護を専門分野にするものに限る。）をいう。 (4)・(5) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 大学院修士課程 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第97条</u>に規定する大学院の修士課程（看護を専門分野にするものに限る。）をいう。 (4)・(5) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例の一部改正)

第4条 高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例（昭和50年岩手県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付け) 第2条 修学資金は、県内の定時制課程（学年による教育課程の区分を設けない定時制課程（以下「単位制課程」という。）を除く。以下同じ。）に在学している者で第1号から第3号までに該当するもの又は県内の単位制課程若</p>	<p>(貸付け) 第2条 修学資金は、県内の定時制課程（学年による教育課程の区分を設けない定時制課程（以下「単位制課程」という。）を除く。以下同じ。）に在学している者で第1号から第3号までに該当するもの又は県内の単位制課程若</p>

しくは通信制課程（通信制課程で学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）に在学している者若しくは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程で同項に規定するもの（以下「広域通信制課程」という。）に在学し、県内に住所を有する者で次の各号に該当するものの申請に基づき、その者に、知事が選考により貸し付ける。

(1)～(4) [略]

(償還の免除)

第9条 知事は、借受者が定時制課程、単位制課程、通信制課程若しくは広域通信制課程を卒業し、又はこれらの課程のうちいずれかの課程在学中に学校教育法第56条の規定により高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者となったときは、修学資金の償還債務（履行期の到来していないものに限る。以下同じ。）を免除するものとする。

2 [略]

しくは通信制課程（通信制課程で学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）に在学している者若しくは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程で同項に規定するもの（以下「広域通信制課程」という。）に在学し、県内に住所を有する者で次の各号のいずれにも該当するものの申請に基づき、その者に、知事が選考により貸し付ける。

(1)～(4) [略]

(償還の免除)

第9条 知事は、借受者が定時制課程、単位制課程、通信制課程若しくは広域通信制課程を卒業し、又はこれらの課程のうちいずれかの課程在学中に学校教育法第90条第1項の規定により高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者となったときは、修学資金の償還債務（履行期の到来していないものに限る。以下同じ。）を免除するものとする。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(青少年のための環境浄化に関する条例の一部改正)

第5条 青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動販売機等への図書類等の収納の制限される区域)</p> <p>第13条 自動販売機等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、その内容の全部又は一部が第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる図書類等を収納しないように努めなければならない。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法<u>第82条の2</u>に規定する専修学校（高等課程に限る。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(自動販売機等への図書類等の収納の制限される区域)</p> <p>第13条 自動販売機等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、その内容の全部又は一部が第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる図書類等を収納しないように努めなければならない。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法<u>第124条</u>に規定する専修学校（高等課程に限る。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第6条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年岩手県条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設)</p> <p>第11条 法第28条第1項(法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)の店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設として条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第82条の2</u>に規定する専修学校</p> <p>(2) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校のうち、主として少年の利用に供されるもので公安委員会規則で定めるもの</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設)</p> <p>第11条 法第28条第1項(法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)の店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設として条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第124条</u>に規定する専修学校</p> <p>(2) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校のうち、主として少年の利用に供されるもので公安委員会規則で定めるもの</p> <p>(3)～(5) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第7条 職員の修学部分休業に関する条例(平成17年岩手県条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(承認等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法<u>第82条の2</u>に規定する専修学校</p> <p>(3) 学校教育法<u>第83条</u>に規定する各種学校</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(承認等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法<u>第124条</u>に規定する専修学校</p> <p>(3) 学校教育法<u>第134条第1項</u>に規定する各種学校</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(認定こども園の認定の基準を定める条例の一部改正)

第8条 認定こども園の認定の基準を定める条例（平成18年岩手県条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(認定こども園の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 幼保連携型認定こども園は、幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第78条各号</u>に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているものであること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 幼稚園型認定こども園は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法<u>第78条各号</u>に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているものであること。</p> <p>イ [略]</p> <p>4 保育所型認定こども園は、保育所であって、保育に欠ける幼児に対する保</p>	<p>(認定こども園の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 幼保連携型認定こども園は、幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第23条各号</u>に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているものであること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 幼稚園型認定こども園は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法<u>第23条各号</u>に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているものであること。</p> <p>イ [略]</p> <p>4 保育所型認定こども園は、保育所であって、保育に欠ける幼児に対する保</p>

<p>育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該保育所が所在する市町村における児童福祉法第24条第2項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものとする。</p> <p>5 地方裁量型認定こども園は、認可外保育施設であって、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものとする。</p> <p>（教育及び保育の内容）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 認定こども園は、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第78条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供及び家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能を一体的に発揮することを基本として、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を勘案して知事が定める目標が達成されるよう教育及び保育を提供しなければならない。</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該保育所が所在する市町村における児童福祉法第24条第2項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものとする。</p> <p>5 地方裁量型認定こども園は、認可外保育施設であって、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものとする。</p> <p>（教育及び保育の内容）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 認定こども園は、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供及び家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能を一体的に発揮することを基本として、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を勘案して知事が定める目標が達成されるよう教育及び保育を提供しなければならない。</p> <p>3～7 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正）

第9条 岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成19年岩手県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（児童等の安全の確保）</p> <p>第9条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第82条の2に規定する専修学校（高等課程に限る。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）並びに通学、通園等の用に供されている道路及び児童、生徒、幼児等（以下「児</p>	<p>（児童等の安全の確保）</p> <p>第9条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）並びに通学、通園等の用に供されている道路及び児童、生徒、幼児等（以下「児</p>

<p>童等」という。)が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>童等」という。)が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第10条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(平成19年岩手県条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「大学院派遣研修」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第68条の2第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条第2項又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条第2項の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して規則で定めるものをいう。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「大学院派遣研修」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条第2項又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条第2項の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して規則で定めるものをいう。</p> <p>3・4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第11条 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年岩手県条例第65号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第52条</u>に規定する大学(当該大学に置かれる同法<u>第57条</u>に規定する専攻科及び同法<u>第62条</u>に規定する大学院</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第83条</u>に規定する大学(当該大学に置かれる同法<u>第91条</u>に規定する専攻科及び同法<u>第97条</u>に規定する大学院</p>

<p>を含む。)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第68条の2第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) [略]</p>	<p>を含む。)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。